

アジア・太平洋戦争期における第二国民兵の召集

——「根こそぎ」動員との関連で——

山本和重

はじめに

本稿は、一九二七年の兵役法体制において、第二国民兵が戦時においても事実上召集の対象外であったことを確認した上で、一九四一年の兵役法施行令改正により予備兵、補充兵と同様に召集されることとなった経緯を示し、そして一九四三年以後における第二国民兵召集の実態から、いわゆる「根こそぎ」動員の一面を示すことを目的としている。

筆者は、本紀要第一一二輯に掲載の資料紹介において、神奈川県津久井郡青野原村役場の動員日誌を分析し、その推移から、日中戦争期からアジア・太平洋戦争期における動員（召集）の大きな特徴として、以下の三点を挙げた^①。

①日中戦争期では初期の召集数が多く、これは上海戦線に後備兵中心の特設師団を投入したことによるものである。

②全時期を通じて一九四一年七月の召集件数が突

出しているが、これは対ソ戦準備のための関東軍特種演習によるものであり、「防諜」の観点から秘密動員形式で行われ、地域社会が出征を支える体制が崩れた。③一九四三年九月から四五年七月までの二年弱の間に、日中戦争の勃発からアジア・太平洋戦争の終結までの九年強の召集数の約半分が集中している。この時期からそれまで召集の対象とされていなかった第二国民兵が召集されるようになり、一九四五年には第二国民兵が召集者の約半分を占めていた。

第三の特徴としてあげた第二国民兵の召集は、戦争末期における「根こそぎ」動員の実態の一面を示すものである。しかし、これまでの研究では、「根こそぎ」動員として示されてきたのは、主に一九四三年の学徒出陣、朝鮮（一九四四年）・台湾（四五年）への徴兵制の施行、海軍志願兵など若年層の徴募が中心で、第二国民兵の召集について言及されることは少なかった^②。

そもそも国民兵の召集、とりわけ第二国民兵の召集が、一九二七年の兵役法体制において、どのように位置づけられていたのかにつ

いて、検討されてこなかったように思われる。そうしたなかにあつて、一九四二年の兵役法改正の分析のなかで第二国民兵はそもそも召集対象ではなかったと指摘しているのが、加藤陽子『徴兵制と近代日本 一八六八—一九四五』である。加藤著書は「各時期の徴兵令を読みこむという、最も基本的な作業を通じて徴兵制創設時から敗戦期までの徴兵令・兵役法」を検討し、多くの刺激的な論点を提示したものであるが、一九四二年二月の兵役法改正について、「国民兵の位置づけの変更」という項目を設け、まず、①「これまで国民兵は法文上、戦時・事変に際しては召集することもあるとされていたが、それも第一国民兵を対象としていたにすぎず、第二国民兵については召集するという発想はなかった。」としている。そして、②一九四一年一月の兵役法施行令改正で第二国民兵も臨時召集をすることに変えられたことを指摘し、③一九四二年の兵役法改正で国民兵の召集準備のために簡閲点呼を行うことになり、また戸籍の欄外に兵役の略符号をつける措置がとられたとし、「簡単にいえば、第二国民兵までも兵籍に編入した訳である。」と述べている³⁰⁾。

加藤氏の指摘は、本稿で詳述するように適切なものといえる。ただ、著書の性格上、①そもそも一九二七年の兵役法体制において、第二国民兵の「位置づけ」がどのようなものであったのか、②一九四一年の兵役法施行令改正がどのような背景または論理で行われたのか、には触れられていない。また当然のことながら、③第二国民兵召集の実態も検討の対象外である。

以上の研究状況をふまえ、本稿では、第一章で、一九二七年制定の兵役法の下での国民兵召集の規定を検討する。その結論を先取りしていえば、兵役法施行令などでの「国民兵召集」は、予備兵・補

充兵などの召集（充員召集、臨時召集）とは異なる「位置づけ」であり、また国民兵召集の対象として想定されていたのは第一国民兵であつて、第二国民兵は召集対象ではなかった、ということになる。その第二国民兵が、一九四一年一月の兵役法施行令改正によつて、予備兵、補充兵と同様に召集されることになる。そこで、第二章では、兵役法施行令などの改正内容や改正の背景を検討する。加藤氏指摘のように、一九四二年の兵役法改正で第二国民兵も簡閲点呼を行うこととなり、第二国民兵の召集準備が進められる。そこで第三章では、青野原村などの兵事書類を活用して、第二国民兵の召集準備がどのように進められたのかを明らかにする。最後に第四章で、村の「動員日誌」に示された第二国民兵召集の拡大の実態をふまえ、第二国民兵召集拡大の要因を示すことにする。

一 一九二七年制定の兵役法の下での国民兵召集の規定

（一）兵役法における国民兵召集の規定

まず、一九二七年制定の兵役法の下で、国民兵召集がどう定められていたかを確認しておこう。

戦時や事変における召集について、兵役法第五十四条に次のように定めている。

帰休兵、予備兵、後備兵、補充兵又ハ国民兵ハ戦時又ハ事変ニ際シ必要ニ応ジ之ヲ召集ス³¹⁾

兵役法の規定では、戦時などでの召集において、国民兵とそれ以外の兵との区別はない。

論述の関係で、ここで兵役法下での、徴兵検査結果と兵役の役種

等との関係について、概括的に確認しておく。徴兵検査の前年の二月一日から当年の一月三〇日までに満二〇歳になる男子が徴兵適齢とされ、春から夏にかけて徴兵検査を受検する。徴兵検査の内容は身体検査が中心で、結果は、甲・乙・丙・丁・戊の五段階に区分される。甲種と乙種（第一乙種と第二乙種）が現役に適する者（現役徴集の対象）、丙種は国民兵役に適するが現役に適しない者（現役徴集の対象外）、丁種が兵役に適しない者、戊種は判定しがたい者（翌年再検査）であった。図①の兵種との関係では、おおよそ甲種（体格優良ノモノ）が現役兵で、現役が満期になった後は予備兵役、さらには後備兵役に編入され、後備兵役が終了すると第一国民兵役に服役することになる（後備兵役は一九四一年一月に廃されて予備役に統合）。第一乙種（甲種二次格者）は第一補充兵役となり、徴兵検査の翌年に一二〇日以内の教育召集を受けた者は既教育の第一補充兵として有事には召集令状で召集された。既教育の第一補充兵であった者は、その服役期間が終了すると第一国民兵役に編入され、そうでない者は第二国民兵役となる。第二乙種を中心に、甲乙種合格者で現役兵、第一補充兵にならなかった者が第二補充兵役に編入となる。なお、第一補充兵、第二補充兵の服役期間は、一九四〇年にも一七四年四月となり、後備兵役（予備役）終了と時期を同じくすることになった。現役兵に適しないとされた丙種が第二国民兵役に編入される。第二国民兵役は法令上は一七歳からなので、徴兵検査を受検して第二国民兵役に編入された者は、「徴兵終結処分を経た第二国民兵」として区分された。なお、一九四三年一月の兵役法改正で、国民兵役はそれまでの四〇歳までから四五歳までに延長されている。

帝国議会における兵役法の審議においても、有事には国民兵を召集することを前提としている。陸軍大臣の宇垣一成は、徴兵令改正

図① 陸軍の兵役

17 歳	20 歳	22 歳	27 歳	32 歳	37 歳	40 歳
	現役 2 年	予備役 5 年 4 月	後備兵役 10 年			
	第一補充兵役 12 年 4 月				第一国民兵役	
	第二補充兵役 12 年 4 月					
	第二国民兵役					

出典：『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』（吉川弘文館、1990年）p.269

（兵役法制定）の委員会において、次のように述べている。

兵役義務ハ国民全般ガソレニ服スベキ義務ヲ持ツテ居ルノデアル、随テ戦時ニ於テハ精神及身体ノ上ニ異常ノナイ者ハ、悉ク何カノ任務ニ服サナケレバナラヌヤウナ立前ニナツテ居ルノデアリマス^⑤。

兵役法において、国民兵も他の役種と同様に、戦時に召集される「立前」になっている。これは、国民皆兵の理念にもとづくものであり、兵役法制定（徴兵令改正）時の「徴兵令改正方針及改正要綱」^⑥でも、改正においては「依然国民皆兵主義及兵役ハ崇高ナル義務ナリトノ精神ヲ基礎」とするとうたっている。

（二）兵役法施行令、兵役法施行細則における国民兵召集の規定
それでは、兵役法の関連法規では、国民兵の召集について、どのように規定されていたのか。まず、兵役法施行令について見ることにする。同令の第二十一条第二項にはつぎのようにある。

陸軍ノ帰休兵、予備兵及後備兵並ニ補充兵ハ之ヲ本籍所在ノ聯隊区ノ兵籍ニ編入シ当該聯隊区司令官ノ管轄ニ属セシム（傍線は引用者による。以下同じ）^⑦

ここに「兵籍」という表現がでてくる。現役兵については、所属部隊の兵籍に編入されており、本籍所在の聯隊区の兵籍に編入されるのは、帰休兵、予備兵、後備兵、補充兵である。一八七二年の徴兵告諭（太政官第三七九号）には「全国四民男児二十歳ニ至ル者ハ尽ク兵籍ニ編入シ」とあるが、国民兵は兵籍には編入されていなかったのである（第一国民兵については、後述するように戦時名簿があった）。これら本籍地の聯隊区の兵籍に編入された者が在郷軍人

とされたのであり、国民兵は在郷軍人には含まれなかったのである。

また、召集対象に国民兵も含んでいた、前述の兵役法第五十四条に基づく召集の手續きについて、兵役法施行令の第百十五条第一項、第二項には次のようにある。

兵役法第五十四条ノ規定ニ依ル陸軍ノ召集要員ノ配当及其ノ他必要ナル準備ハ師管内ニ於テハ当該師団長、聯隊区内ニ於テハ聯隊区司令官之ヲ行フ

前項ノ規定ニ依ル配当ニ基キ召集スベキ者ハ第四項ニ規定スル場合ヲ除クノ他前項ノ配当ニ基キ聯隊区司令官之ヲ定ム^⑧

これは陸軍の召集に関する一般的な規定で、「召集スベキ者」の決定は聯隊区司令官が行うと定められている。しかし、右の条文中には、「第四項ニ規定スル場合ヲ除クノ他」とあり、その第四項には、国民兵召集について、つぎのように、別途、規定が設けられている。

陸軍ニ於ケル国民兵ノ召集ハ師団長ノ行フ配当其ノ他必要ナル達ニ基キ聯隊区司令官之ヲ聯隊区内ノ市町村ニ配当シ市町村長ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ召集スベキ者ヲ定ム^⑨

施行令では、「召集スベキ者」を定める機関が、国民兵とそれ以外では異なる。帰休兵、予備兵、後備兵、補充兵は聯隊区司令官であるのに対して、国民兵召集の場合は聯隊区司令官の役割は人数などの配当にとどまり、「召集スベキ者」を定めるのは市町村長である。

つぎに兵役法施行規則における予備兵などの在郷軍人と国民兵との差異である。同規則の第六十三条から第六十七条は、兵役義務者

が旅行などで本籍地を離れる場合、内地から帝国外の地（関東州や満洲国を除く）に旅行・在留する場合や、内地又は帝国外の地から朝鮮、台湾、関東州又は満洲国に在留する場合などの手続き、届出を定めているのであるが、例えば、第六十三条第一項は次のようになっている。

帰休兵、予備兵、後備兵又ハ第一補充兵旅行、滞在其ノ他本籍地市町村ヲ離ルトキハ常ニ行先其ノ他必要ナル事項ヲ同一世帯ノ家族（戸主ヲ含ム）中家事ヲ担当スル者ニ詳知セシメ軍衛ノ命ヲ渋滞ナク受領シ得ル如ク為スベシ^⑩

旅行中などであっても、召集令状を確実に受領し、応召するためのものであるが、国民兵はそうした手続きや届出の対象外となっている。

兵役法では戦時においては、国民兵も予備兵などと同様に召集する規定になっているのであるが、兵役法施行令では国民兵の召集はその他の召集とは区別され、兵役法施行規則では国民兵は、旅行・在留時の手続きなど所在管理の対象外であったことを示している。

（三）陸軍召集規則における「国民兵召集」

兵役法や同法施行令などにもとづいて、陸軍における召集手続き等を定めた法規が、陸軍召集規則である。本規則は第一条で「在郷軍人（略）及び国民兵ノ召集並在郷軍人ノ簡閲点呼^⑪」に関する規定とされ、ここでも国民兵は在郷軍人とは区別されている。

第二条が召集の種類についての規定で、その第一項で「召集ヲ分チテ充員召集、臨時召集、国民兵召集、演習召集、教育召集及補充召集トス」としている。演習召集以下は平時の召集に関わるもので

ある。同条の第二項から第四項は以下の通りである。

充員召集トハ動員ニ当リ諸部隊ノ要員ヲ充足スル為在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ

臨時召集トハ戦時又ハ事変ニ際シ必要アル場合ニ於テ臨時在郷軍人ヲ召集シ若ハ平時ニ於テ警備其ノ他ノ必要ニ因リ帰休兵又ハ服役一年次ノ予備兵ヲ召集スルヲ謂フ

国民兵召集トハ戦時又ハ事変ニ際シ国民兵ヲ召集スルヲ謂フ（略）^⑫

さらに同規則の第四章は「国民兵召集」について定めており、「第一款 準備」が第七十九条から第八十七条まで、「第二款 実施及解除」が第八十八条から第九十五条までである。兵役法施行令第百十五条第四項にあつたように、国民兵召集の場合、充員召集や臨時召集とは異なり、「召集スベキ者」を定めるのは市町村長であった。その「召集スベキ者」を定めるための基礎となる戦時名簿、国民兵人員表や、召集令状、国民兵召集名簿の作製に関する規定を抜き出すと、左のようになる。

第七十九条 聯隊区司令官ハ第一国民兵役ニ転入シタル者ノ戦時名簿ヲ其ノ転入後二十日以内ニ市町村長（町村長ニ在リテハ警察署長ヲ經由シ）ニ送付スベシ

第八十一条 市町村長ハ聯隊区司令官ノ指示アルトキハ第一国民兵ノ戦時名簿ニ基キ第一国民兵人員表（第八様式）ヲ作り市長ハ聯隊区司令官ニ、町村長ハ警察署長ヲ經由シ聯隊区司令官ニ之ヲ差出スベシ

第八十五条 市町村長国民兵ノ要員ノ配当及伝達ヲ受ケタルトキハ国民兵召集令状（第九様式）ト共ニ国民兵召集名簿（第

十様式) 二通ヲ調製シ令状ハ聯隊区司令官ノ指定ニ從ヒ区分シテ之ヲ保管シ名簿ノ内一通ニ応召員ノ戦時名簿ヲ添ヘ之ヲ市長ニ在リテハ聯隊区司令官ニ、町村長ニ在リテハ警察署長

ニ差出シ警察署長ハ直ニ之ヲ聯隊区司令官ニ差出スベシ⁽¹³⁾

聯隊区司令官が召集人員を市町村に配当するための基礎となる国民兵人員表は、第一国民兵人員表とあるように第一国民兵に限定されており、第二国民兵は含んでいない(第八様式)。また第八十五条の国民兵召集令状、国民兵召集名簿については、第一国民兵という限定はないが、規則に添付された第九様式、第十様式をみると、応召員の肩書きに「(元) 兵科官等級」の項目がある。後備役を終えて第一国民兵役に編入された者、あるいは第一補充兵役で教育召集などを終えて第一国民兵役に編入された者については、元の「兵科官等級」があるが、第二国民兵の場合はない。したがって、第八十五条の国民兵召集令状、国民兵召集名簿者も第一国民兵に限定されたものといえよう。

この点は、師団が作製する事務規程からも確認できる。兵役法、兵役法施行令、兵役法施行規則、陸軍召集規則、徴発令、徴発事務条例などに基づく「召集、徴発等ノ業務ニ関スル細部ノ事項」は、各師団毎に事務規程として作製されている。一九四一年調整の「名古屋師団召集徴発雇傭事務規程」(愛知県額田郡宮崎村役場文書。岡崎市所蔵)の第二章第四款が「国民兵召集」であり、陸軍召集規則第八十五条に關わつて次のような規定がある。

第八十四条 召集規則第八十五条ニ依ル国民兵召集令状及国民兵召集名簿ハ左記要領ニ依リ調整シ保管スルモノトス

一、市長ハ聯隊区司令官ヨリ町村長ハ警察署長ヨリ召集規則

第八十三条又ハ第八十四条ニ依ル配当及達ヲ受ケタルトキハ第一国民兵戦時名簿ニ就キ召集人名ヲ決定シ国民兵召集令状ヲ調整ス(後略)

「国民兵召集令状ヲ調整」する材料となるのは「第一国民兵戦時名簿」であり、第二国民兵はあきらかに対象外である。

兵役法上では、国民兵は戦時等に予備兵などと同様に召集されることになっているが、兵役法施行令では、「国民兵召集」については他の役種とは召集方法などが区別されている、さらに、陸軍召集規則や師団の事務規程では「国民兵召集」の対象は第一国民兵に限定されていて、第二国民兵の召集についての規定はない。つまり、一九二七年の兵役法体制下において、陸軍の規定上(動員システム上)では、戦時や事変においても第二国民兵の召集は想定されていないのである。

(四) 戸籍における第二国民兵の扱い

以上のような兵事行政上における第二国民兵の位置づけは、戸籍との関係からも見て取れる。

一九一八年(大正七)に法律第三十九号として共通法が制定されている。同法は、内地の法令が、朝鮮、台湾、関東州には効力がなく、また相互間の交渉事項について準拠すべき明文がないという欠陥をふまえて制定されたものであるが、その第三条第三項にはつぎのようにある。

陸海軍ノ兵籍ニ在ラサル者及兵役ニ服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サレハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス。但シ徴兵終結処分ヲ經テ第二国民兵役ニ在ル者ハ此ノ限りニ在ラス⁽¹⁴⁾

徴兵忌避等を抑止するため、兵役関係者の国籍変更は禁止されていたが（一八九九年法律第六十六号国籍法第二十四条）、共通法の規定は国籍変更禁止の「地域」版といえる。しかし、第二国民兵役にある者は、その制限の対象外となっている。

また、一九二七年の兵役法制定時に、陸軍の強硬な主張により、司法省の反対を押し切って実現したのが、戸籍に兵役関係の略符号を付すというものであった。陸軍省徴募課は戦時動員上「最善ノ策トハ何ゾヤ」と問い、「曰ク召集事務ヲ確実簡捷ナラシメ然モ努テ在郷軍人ノ服役上ノ手続的義務ヲ軽減スルニ存ス」とし、「在郷軍人ノ身上異動ヲ明カニスル為ノ服役上ノ手続」を改善する必要から、「戸籍ニ兵役関係ヲ略符スル」ことを主張した¹⁵。次の条文がそれである。

第六十九条 市町村長ハ兵役（第二国民兵役ヲ除ク）ニ在ル者ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ戸籍ノ欄外ニ兵役ノ略符号ヲ付スヘシ¹⁶

第二国民兵は、戦時動員手続きを簡略化するためにとられた、戸籍に略符号を付するという手続きにおいても対象外となっているのである。

一九二七年制定の兵役法体制下において、第二国民兵は基本的に、平時だけでなく戦時においても、召集の対象外であったのである。後述するように、第二国民兵を予備兵など同様に召集することを定めた一九四一年一月の兵役法施行令改正において、陸軍省兵備課は、「国民兵役即兵役免除ナルカノ如キ誤レル觀念」の存在を指摘しているが、第二国民兵については「誤レル觀念」ではなく、第二国民兵役が兵役免除に等しいことは「誤レル觀念」ではなく、

事実であったといえよう。

（五）日露戦争期における国民兵召集との関連

ところで、昭和初期の徴兵検査において、聯隊区司令官が受検壮丁に説いた「壮士諸士に告ぐ」¹⁷のなかで、丙種合格の国民兵（終結処分を経た第二国民兵）は、「日露戦争ノ如キ大戦ニ際シ召集」と記載されており、事実、日露戦争での陸軍の召集兵八六九、七八五人（動員兵力は一、〇一八、二四七人）中には、国民兵三六、八九一人を含んでいた。そこで、本章の最後に、日露戦争における国民兵の召集の実態——第二国民兵も召集対象であったかなどについて検討することにする。

一九〇四年二月九日に、陸軍では「国民兵第一動員ノ実施遠カラサル予定」であるということと、「該要員ニ充用スヘキ将校、下士（国民軍編入志願者ヲ除ク）ヲ各補充隊ノ教育力ニ応シ予メ之ヲ召集」する必要を認め、「召集スヘキ者ノ役種、兵科、階級、人員ヲ決定シ臨時召集ノ申請ヲナサシム」ことを各師団参謀長に「内牒」している¹⁸。これは、一八九九年制定の陸軍召集条例の第四章国民兵召集の規定を前提としたものであった。一八九九年の陸軍召集条例では、国民兵召集について、次のように定められていた。

第四十二条 国民兵召集トハ国民軍ヲ動員スル為国民兵ヲ召集スルヲ謂フ

国民兵召集ヲ分テ第一国民兵召集第二国民兵召集ノ二種トス¹⁹

国民兵召集は「動員ニ方リ諸部団隊ノ要員ヲ充足スル為在郷軍人ヲ召集スル」充員召集（第十五条）や、「充員召集実施後欠員ヲ補

充スル為在郷軍人ヲ召集スル」補充召集（第三十七条）とは異なるのである。この点は前述した、充員召集、臨時召集とは別に国民兵召集を定めた一九二七年の陸軍召集規則と同様である。

「国民軍」については、一八八九年の新徴兵令や一九二七年の兵役法の条文には記載がないのであるが、一八七三年の徴兵令には次のようにある。

国民軍ハ常備後備両軍ノ外ニ全国ノ男児十七歳ヨリ四十歳迄ノ者、悉ク兵籍ニ載セ置キ、全国大挙ノ役アルニ方リ均シク隊伍ニ編入シ、以テ管内ノ守衛ニ供スル者ナリ⁽²⁰⁾

国民軍の役割は「管内ノ守衛」、つまり外国軍からの国土防衛を任とするものである。召集についても、「国民兵ノ召集ニハ召集令状ヲ用キシテ召集令ヲ達ス」（陸軍召集条例第五条第二項）と召集令状は用いずに通達するものとなっていた。この点も陸軍召集規則における国民兵召集と同様である。

新潟県中頸城郡和田村では、この国民軍を動員するための国民兵召集が一九〇五年一月一九日に実施されている。郡長から村長に第一国民兵第一動員が下令され、応召員は元歩兵上等兵、元歩兵一等卒であった⁽²¹⁾。

しかし、兵力不足のなかで、国民兵を国民軍ではなく、戦闘部隊や補充部隊に動員する必要がある。一九〇五年四月二〇日の勅令第百五十三号国民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ関スル件が、そのための法令である。

第一条 国民兵役ニ在リテ左ニ掲クル者ニ付其ノ服役ニ関シ陸軍大臣ハ補充兵ノ服役ニ準シ必要ノ規定ヲ設クルコトヲ得
一 第一国民兵ニ在ル者

二 六週間陸軍現役ヲ終リ国民兵役ニ編入セラレタル者
三 第二補充兵役ヲ終リ国民兵役ニ編入セラレタル者
四 所要ノ兵員ニ超過スル為国民兵役ニ編入セラレタル者
陸軍大臣ハ戦時又ハ事変ニ際シ国民兵役ニ在リテ前項ニ掲ケサル者ノ服役ニ関シ補充兵ノ服役ニ準シ必要ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二条 国民兵役ニ在ル者ノ召集ニハ召集令状ヲ用キ陸軍召集条例中充員召集及補充召集ニ関スル規定ヲ準用スルコトヲ得但シ臨時召集ニ在リテハ召集及其ノ解除ノ時期ハ陸軍大臣之ヲ定ム⁽²²⁾

陸軍召集条例における国民兵召集との主な違いは、①国民兵役についても「補充兵役ノ服役ニ準シ」る規定を設け、②召集においては召集令状を用い、その手続きは充員召集等の規定を準用するといふものである。なお、国民兵役にあつて召集する対象は、「第一国民兵ニ在ル者」など四項目に該当するものと、それ以外（二から四を除く第二国民兵）のものとに区分がなされている。

同勅令の制定を求めた陸軍大臣の閣議請議書では、第一条は「国民兵役ニ在ル者ノ服役ニ関シ陸軍大臣ハ補充兵役ノ服役ニ準シ必要ノ規定ヲ設クルコトヲ得」というものであった。これに対して、内閣法制局から「国民兵役ニ関シ補充兵役ニ準シテ服役ノ規定ヲ設クルカ如キハ必要止ムヲ得サル範囲ニ限り、且其ノ範囲ハ勅令ヲ以テ規定スルヲ相当ト認ム」とし、「左ニ掲クル者」として一々四が具体的に規定され、さらにこの一々四に該当にしない国民兵役の服役に関する第二項が設けられたという経緯があつた⁽²³⁾。

勅令第百五十三号の公布と同日の『官報』に掲載された陸軍省令

第八号で、「国民兵役ニ在ル者ノ服役及召集」に関する規定が設けられた。その第七条で、「国民兵役ニ在ル者ノ召集」について、次のように定められている。

第七条 国民兵役ニ在ル者ノ召集ニハ陸軍召集条例第四章ノ規定ニ依ルコトヲ示シタル場合ノ外召集令状ヲ用キ左ノ区別ニ依リ同条例及同施行規則中充員召集又ハ補充召集ニ関スル規定ヲ準用ス

一 国民兵召集ニ在リテハ充員召集

二 臨時召集及補充召集ニ在リテハ補充召集⁽²⁴⁾

勅令第五百十三号の内容を具体化したものであるが、陸軍では「省令第八号第七条ニ依リ第二国民兵役ニ在ル者ヲ召集スル順序」に関わって、「第二国民兵役ニ在ル者ヲ以テ諸部隊ノ補充ヲ為スハ現役、予備役、後備役、補充兵役、第一国民兵役ノ者ヲ以テ各其ノ補充ニ関スル規定ニ依リ要員ヲ充タス能ハサル場合ニ限ル」⁽²⁵⁾としている。国民兵召集の準備をしているものの、それは第一国民兵が基本であり、第二国民兵の召集は第一国民兵等が尽きた場合に限定している。

四月二五日には、戦争の「前途尙遠遠ナリト判断セザル可カラス」として、「補充上止ムヲ得サル場合」において、「国民兵役ニ在ル者ヲ以テ留守部隊守備部隊要スレハ特殊部隊及野戦部隊等ノ要員ニ充足スル」場合の手続き（陸軍召集条例中充員召集又ハ補充召集ニ関スル規定準用）が定められているが⁽²⁶⁾、前述のように新潟県和田村の「動員日誌」からは、第二国民兵を召集した事例は確認できない。第二国民兵の召集については、そのための準備は進められたものの、実施には至らなかったといえよう。

ちなみに日露戦争期において、陸軍が兵力拡大のためにとった主要な措置は、後備兵役の年限を五年から十年に、補充兵役の年限を七年四月から十二年四月に五年延期するといった、在郷軍人の服役年限の延長であった（一九〇四年九月勅令第二百十二号徴兵令改正）。その後、兵力不足が深刻化するなかで、国民軍要員として想定されていた国民兵を予備兵、補充兵と同様に召集する手続きがとられたのであるが、それは例外的な措置であった。またそこでの第一段階の召集対象は主要には第一国民兵であって、第二国民兵の召集は第二国民兵役以外の兵種で充員することができない時に限定されており、第二国民兵の部隊への召集はなかったと推定される。

「日露戦争ノ如キ大戦」であつても、予備兵に準ずるような国民兵の召集は例外的であり、また第二国民兵は最後の召集対象であったことが、一九二七年の兵役法体制の下での国民兵召集のシステム、ならびに召集対象外としての第二国民兵の位置づけに連なっているものといえよう。

二 一九四一年一月の兵役法施行令等の改正

一九二七年の兵役法体制下における国民兵召集のシステムでは、第二国民兵は事実上、戦時召集の対象外であることを確認した。本章では、まず第二国民兵の召集を定めた一九四一年一月の兵役法施行令等の改定内容を検討し、国民兵召集の対象でもなかった第二国民兵を予備兵、補充兵と同様に召集することとした背景を明らかにする。第二に第二国民兵召集のシステムがどのように構築されたのかを明らかにする。

(一) 兵役法施行令の改正理由

一九四一年一月一五日の勅令第九百七十一号の兵役法施行令改正で、前述の同令第二十一条は下記のように改正された。

陸軍ノ帰休兵、予備兵及第一国民兵並ニ補充兵及徴兵終結処分ヲ経タル第二国民兵ハ之ヲ本籍所在ノ聯隊区ノ兵籍ニ編入シ当該聯隊区司令官ノ管轄ニ属セシム（略）⁽²⁷⁾

この改正により、「第一国民兵」と「徴兵終結処分ヲ経タル第二国民兵」は、予備兵、補充兵などと同様に、聯隊区の兵籍に編入されることとなったのである。

また、充員召集、臨時召集とは異なる、国民兵召集の独自の手續きを定めていた第百十五条第四項の規定は削除された。国民兵についても、予備兵、補充兵と同様の手續きで召集することになったのである。

本勅令についての陸軍大臣からの閣議請議書は、改正理由を左のように記している。

戦時所要兵力ノ増大、軍編制ノ複雑化等ニ伴ヒ国民兵役ニ在ル者ト雖モ随時迅速簡易ニ軍要員ニ充當シ得ル如ク改正スルノ要アリ⁽²⁸⁾

簡略な内容であるが、この閣議請議書に添付された兵備課の「国民兵召集ニ関スル改正ニ就テ」は、改正の事由を具体的に記している。兵備課の文書中で閣議請議書に記載の改正理由に該当する記述は、対米英戦開戦後における所要兵力の維持に關してである。「又世界ノ現況ニ鑑ミ、予想スル最悪ノ場合ニ於ケル帝国ノ陸、海軍所要兵員ハ夥シキ数量ニ昇リ、而モ其ノ損耗ヲ補填シテ絶エス所望兵力ヲ維持センハ蓋シ難事」であり、「更ニ真剣ナル対策準備ノ必要

ヲ痛感」している。今日、「軍ノ内容」は多種多様化しており、「兵業ニ依リテハ身体左迄強健ナラサル者ト雖其ノ勤務ニ堪フル部面モ少カラス」、「国民兵ヲモ臨時軍要員ニ充用シ得シカ戦時要員ノ補充難ハ相当緩和」⁽²⁹⁾すると。今後の兵力「損耗」の可能性を指摘するとともに、兵種によつてはこれまで現役兵として不適格とされた丙種合格の第二国民兵であつても活用可能で、それにより「戦時要員ノ補充難」がある程度緩和できるとしている。

アジア・太平洋戦争末期における第二国民兵の召集拡大は、確かに上記の要因によるところもあるが、しかし、兵備課が改正理由の第一にあげているのは、下記の事柄である（以下の引用は「一改正ノ主旨」の前段部分で、この後に前述の「又世界ノ現況ニ鑑ミ」に続く）。

徴兵検査當時ハ身体虚弱ノ為、徴集（徴集トハ現役兵又ハ補充兵ト為ス行政処分ヲ謂フ）セラレサリシモ、爾後身体強壯ト為リ兵員トシテ十分活動シ得ヘキ者モ尠カラス。従テ徴兵検査ニ於テ徴集セラレサリシ者ヲ、数年後再ヒ検査スヘシトスル所謂再徴兵検査問題ハ、既ニ議會ニ於テモ一再ナラス質問アリ。而シテ軍ハ其ノ都度同意シ難キ旨答ヘ来リシ所ナルカ、最近ニ至リ之カ実現ヲ要望スル声ハ頓ニ熾烈トナリ、殊ニ進シテ再検査ニ応センコトヲ願出ツル者モ尠カラス。仍テ軍ハ、此ノ熾烈ナル国民ノ要望乃至願意ニ応ヘンカ為、研究ヲ新ニセリ。

抑々本問題ノ發生セシ所以ヲ探求スルニ、其ノ根基ハ国民兵役即兵役免除ナルカノ如キ誤レル觀念ヨリ発スルモノト推察セラレ。此ノ觀念ニシテ是正セラレ得ンカ、本問題ハ自ラ解消ヲ見ルモノニシテ、之カ為ニハ国民兵モ齊シク兵役義務者ナル觀念

ニ透徹セシムルト共ニ、国民兵ヲ特別視セル從來ノ諸規定ヲ改メ且速カニ一部国民兵召集ヲ実行スルニ在リ

而シテ仮令少数ナリトモ国民兵カ予備兵及補充兵ニ混シ召集セラルル現実ヲ目視スルニ於テハ、從來ノ誤レル觀念ハ遠カラス一掃セラルルモノト信ス⁽³⁰⁾

要点を述べると次のようになる。①徴兵検査当時は身体虚弱のために徴集されなかったものの、その後身体強壮となっている者も少なくなく、そのため再徴兵検査を求める国民の声が「熾烈」であり、そうした声は最近特に高まっている。②こうした声が発生する根本的な原因は国民兵役Ⅱ兵役免除という「誤レル觀念」にあり、その觀念が是正されれば、再徴兵検査を求める声は自然解消するであろう。③そこで国民兵を特別視（予備兵や補充兵と区別）する従来の制度を改めて、国民兵の「一部」を召集することにする。④少数であっても国民兵が予備兵など同様に召集されれば、国民兵役Ⅱ兵役免除という「誤レル觀念」は「一掃」されるであろう。

ここでの「国民兵」は、徴兵検査の結果、現役や補充兵役に編入されなかった人々であるから、当然「徴兵終結処分経タル第二国民兵」ということになる。兵備課は、「(第二) 国民兵役即兵役免除」という觀念を、繰り返し「誤レル觀念」としているが、制度上は、既述のように、「国民兵役即兵役免除」は事実であった。兵役法施行令改正について、『週報』に掲載された陸軍省の解説は、よ

り率直に次のように記載している。

壮丁の大部分が徴集されてゐる現在でもなほ、陸軍では国民兵召集を実施してゐないため、実際において第二国民兵役に在る者は兵役を免除された者と何ら扱ふところのないやうな觀を呈

してゐた。⁽³¹⁾

国民兵召集でも第二国民兵の召集は想定されていないのとはあるが、第二国民兵が兵役免除と同様であるということを認めている。

くりかえしになるが、兵備課による、さきの改正理由の「三 本改正ノ及ホス影響」は、つぎのように述べている。

本改正ハ、国民皆兵ノ主旨徹底上更ニ一步ヲ進ムルモノニシテ、兵役義務負担ノ不均衡ヲ云為スル国民一部ノ不満ヲ解消シ得ルノミナラス、国民兵即兵役免除者ナルカ如キ從來ノ誤レル觀念ヲ一掃シ国民精神動員上、貢獻スル所尠カラサルモノト確信セラル⁽³²⁾

影響として重視しているのは、やはり国民の「不満」解消である。陸軍が、第二国民兵を予備兵や補充兵と同様に召集することにした主旨が、戦時動員兵力の確保よりも、兵役義務負担の不均衡を問題視する国民の「不満」を解消すること、それにより戦時の国民精神動員において障害となっている「国民兵即兵役免除者」という觀念を一掃することにあることがわかる。

そうすると問題は、「再徴兵検査」を求める国民の声が「熾烈」となり、それまで「同意シ難」いとしていた陸軍が、「研究ヲ新ニ」した背景、つまり国民皆兵を呼号しつつも、実態としては戦時にあつても第二国民兵を召集対象外としていた陸軍が、それを見直し、第二国民兵をも予備兵や補充兵と同様に召集することが必要であると判断せざるをえなかった背景ということになる。

このような判断を陸軍がせざるを得なかったのには、従来から指摘されているように、日中戦争以後における兵力需要の拡大にともなう、①現役徴集率の増大と、②「徴兵標準」の緩和があつたであ

ろうことは想像に難くない⁽³³⁾。

まず、現役徴集率の拡大についてみてみよう。表①は、新潟県中頸城郡和田村の一九三一年から一九四〇年までの徴兵検査結果と現役徴集との関係を示したものである。徴兵検査結果と役種との関係は、前述のように、おおよそ甲種が現役、第一乙種が第一補充兵役、第二乙種が第二補充兵役に、そして丙種が第二国民兵役となる。日中戦争以前は現役徴集の人員は甲種合格者数以下であった。ところが一九三八年には甲種合格四六名に対して、現役徴集は五〇名となり、甲種と一乙の合計五六名に対する現役徴集の比率は九割近くになっている。さらに一九三九年には甲種と一乙の合計と現役徴集の数値が一致している。第一補充兵役員の第一乙種も全員が現役となったのである。そうすると第二乙種が第一補充兵役にまわることになり、その結果、第二補充兵役員として一九三九年一月に第三乙種が設けられた。現役には不適當として丙種とされていた者のなかから、不十分ながらも現役に耐え得ると認めた者を第三乙種としたのである。

丙種（第二国民兵）とされていた者を補充兵にするだけではなく、徴兵検査受検者を甲種、第一乙種、第二乙種、丙種に区分する基準である「徴兵標準」も変更されていた。すでに一九三七年二月に、陸軍身体規則中改正で、「徴集人員ノ増加並ニ特業分化ノ趨勢ニ鑑ミ兵業ヲ妨ケサル程度ニ於テ検査規格ヲ緩和ス」⁽³⁴⁾という趣旨から、現役に適する者の身長は、それまでの一、五五メートル以上から、一、五〇メートル以上に引き下げられていた。つまり、一九三七年以前であれば、現役徴集に適さないとして、無条件で丙種以下とされた一、五五メートル未満の受検者が、日中戦争以後は

表① 新潟県和田村の徴兵検査結果と現役徴集

	体格等位						甲・一乙合計 (A)	現役徴集 (B)	B/A
	甲	一乙	二乙	三乙	丙	他			
1931年	2 5	1 0	1 3	—	3 3	8	3 5	1 7	0.49
1932年	2 9	9	2 4	—	1 9	7	3 8	1 9	0.50
1933年									
1934年	3 4	1 1	1 3	—	1 0	6	4 5	2 1	0.47
1935年	2 0	1 0	1 7	—	2 7	4	3 0	1 6	0.53
1936年	1 8	8	1 1	—	2 5	8	2 6	1 8	0.69
1937年	2 1	2 0	1 5	—	8	4	4 1	1 7	0.41
1938年	4 6	1 0	1 6	—	1 8	4	5 6	5 0	0.89
1939年	2 5	2 0	1 9	—	9	2	4 5	4 5	1.00
1940年	3 2	1 2	1 4	1 0	1 1	3	4 4	4 4	1.00

出典：『上越市史 通史編5 近代』（2004年）p.569（なお年号は、本文叙述にあわせて西暦に改めた）。原典は、新潟県中頸城郡和田村役場「事務報告書」の各年版。

表② トラホームの症状と体格等位との関係の推移

	第一乙種	第二乙種	第三乙種	丙種	丁種
1928年	病変軽キ中等症「トラホーム」	病変重キ中等症「トラホーム」		重症「トラホーム」ニシテ視力良キ方ノ眼ニテ「0・3」以上ノモノ	重症「トラホーム」ニシテ視力良キ方ノ眼ニテ「0・3」ニ満チザルモノ
1937年	病変軽キ中等症「トラホーム」	病変重キ中等症「トラホーム」		重症「トラホーム」ニシテ視力良キ方ノ眼ニテ「0・3」以上ノモノ	重症「トラホーム」ニシテ視力良キ方ノ眼ニテ「0・3」ニ満チザルモノ
1940年		病変重キ中等症「トラホーム」	重症「トラホーム」		

出典：1928年は陸軍省令第9号陸軍身体検査規則『官報』第370号（1928年3月26日）、1937年は「陸軍身体検査規則中改正ノ件」（陸軍省大日記甲輯）JACAR,Ref.C01001534400、1940年は「陸軍身体検査規則中改正ノ件」（陸軍省大日記甲輯）JACAR,Ref.C01006021900。

甲種合格、乙種合格となつて現役徴集される状況があつたのである。また、一九三九年の第三乙種の設定により、一九四〇年にも陸軍身体規則が改正された。改正の理由については、次のように記載されている。

軍備拡充計画ニ伴ヒ益々激増スル軍要員ノ獲得上、苟モ兵業ニ堪ヘ得ル者ハ悉ク之ヲ徴集シ、且現下ノ情勢ニ於ケル軍要求性ニ即応スルガ如ク身体検査ノ規格ヲ改定スルノ要アルト、第三乙種新設ニ応ズル所要ノ条文改正ヲ必要トスルニ依ル³⁵⁾

表②は、陸軍身体検査規則の付表第2のなかのトラホームと体格等位との関係の変化を表にしたものである。一九二八年と三十七年では変化がなく、重症トラホームは視力が0・3以上の場合には丙種、視力が0・3未満の場合は丁種（免役）であつた。しかし、一九四〇年の時点では、重症トラホームは視力に関係なく第三乙種となつてゐる。従来基準であれば、丙種（国民兵役）あるいは乙種（免役）とされていた人々が、第三乙種（現役徴集可）とされたのである。また「病変軽キ中等症「トラホーム」」については、それまで第一乙種とされていたが、当該症状は体格等位決定の条件からは除外され、甲種合格となる可能性があつた。

表③は、一九三一年徴集から一九四一年徴集までの青野原村の第二国民兵の推移を示したものである。日中戦争以前の一九三一年から一九三六年までは第二国民兵とされたのは合計四二名で年平均七名、一九三八年から一九四一年までの合計は九名で年平均二名強である。その差違となる五名弱は、日中戦争後の基準であれば現役徴集の対象となつていた可能性が高かつたといえよう。

再徴兵検査を求める国民の声の熾烈化は、日中戦争の長期化にと

表③ 青野原村の第二国民兵役の兵数の推移
(1931年徴集～1941年徴集)

徴集年	第二国民兵役
1931年	6
1932年	7
1933年	5
1934年	8
1935年	8
1936年	8
1937年	4
1938年	2
1939年	1
1940年	3
1941年	3
合計	55

備考：「第二国民兵下士官兵連名簿 青野原村役場」
(青野原村役場「自昭和十六年度動員ニ関スル発来翰綴」)より作成。

もなう現役徴集をめぐる右の状況を背景としていたのである。この再徴兵検査の要求は、帝国議会では兵役法施行令改正後も出されているのであるが、議員からの質問に対する政府委員田中隆吉陸軍少将のつぎの回答は、こうした状況を、よく物語っている。

二十歳前後ハ非常ニ弱カッタケレドモ、三十歳前後ニナツテ非常ニ強クナツテ来タト云フモノニ対シテ再検査ヲシタラドウカト云フゴ質問デリマスガ、是ハ数年前カラ斯ウ云フ投書モアリ、議論モアルノデアリマス、ト申シマスノハ、少クモ事変前ニ於キマシテハ徴集兵力ガ非常ニ少ナカッタガ、最近ハ各般ニ互リマシテ皆徴集サレル、ソコニ不公平ガアルデナイカ、斯ウ云フヤウナ見方カラ起ツタ三十歳前後、言換ヘレバ昭和十年以

前ノ乙種、丙種ト云フヤウナモノハモウ一回検査ヲシタラドウカト云フ議論モ、一応ハ肯定サレマスガ、(略)併シ此ノ度国民兵ヲ徴集シ得ルヤウニ致シマシタノデ、一般ノ民間ニ於ケルサウ云フ声ニ対シマシテハ、国民兵徴集ト云フコトニ依リマシテ緩和サレルト考ヘマス³⁶⁾

日中戦争以前に現役徴集となった者には、現役として一年半から二年服務して除隊した後、日中戦争で召集されて戦場に赴き、そして戦死傷した者が多かった。また動員が解除となって帰還した後、日中戦争の長期化のなかで再度の召集ということも少なくなかった。青野原村では、対ソ戦準備のための関東軍特種演習の二次動員により、一九四一年七月二〇日に令状を交付された「応召員五名中三名ハ再応召者」(「動員日誌」)であった。他方、日中戦争以前の徴兵検査で丙種となり第二国民兵となったものは事実上、兵役免除であり、そうした第二国民兵のなかには日中戦争以後の基準であれば、現役徴集となった者が多数含まれる。そこで田中の説明にあるように、国民の間から、不公平ではないかという声が出てくるわけである。軍が繰り返し呼号してきた国民皆兵の理念と実態との差異に対する国民の不満を無視できないということが、兵役法施行令改正Ⅱ第二国民兵の召集の背景としてあったのである。国民の不満の「緩和」「一掃」が改正の主要な課題であったといえる。つまり第二国民兵の召集は軍事的な要請によるというより、兵役負担の公平化という社会的要求に対する軍の配慮によるものだったのである。日露戦争時の兵力欠乏を要員とする国民兵の召集が第一国民兵の召集を優先させるものであったのに対して、一九四一年の兵役法施行令改正において召集の対象が第二国民兵だったことも、こうし

た背景によるのである。したがって、兵役法施行令改正理由の第二として、将来の兵力不足への対応を挙げていたものの、陸軍としてはこの時点では、兵備課の改正理由中の「仮令少数ナリトモ」という表現にみられるように、また兵役法施行令改正についての陸軍省の解説に、「これによつて今直ちに国民兵役に在る者を多数召集するといふわけではない、必要の場合、何時でも召集し得るやう準備を整へておかうといふのである。」³⁷⁾とあるように、直ちに多数の第二国民兵を召集しようとしてはいなかったであろう。

(二) 兵役法施行規則、陸軍召集規則の改正

兵役法施行令の改正公布と同日の一九四一年一月一日に、『官報』で兵役法施行規則、陸軍召集規則の改正が行われた。

陸軍省令第五十三号で兵役法施行規則を改正し、兵役義務者が旅行などで本籍地を離れる場合の手續を定めた第六十三条以下について、「又ハ補充兵」を「補充兵又ハ国民兵」と改め、国民兵の異動を掌握の対象とした。そして同規則の付則において、国民兵で、内地外に在留する者、医師などの免許取得者、所在不明の者の届け出に關して次のように定めている³⁸⁾。

- ・ 付則第三条：朝鮮、台湾、関東州、満洲国、支那、香港、澳門の在留者。施行日から三〇日以内に届出
- ・ 付則第五条：医師免許証、薬剤師免許証、歯科医師免許証、獣医師免許証を所持する者。施行日から三〇日以内に届出
- ・ 付則第六条：所在不明者。戸主より、施行日から一四日以内に届出

市町村長に対しては、「本令施行ノ際、現ニ帝国外（関東州、満

洲国、支那、香港又ハ澳門ヲ除ク）ニ旅行又ハ在留中ノ者ヲ調査シ其役種、徴兵終結処分ヲ行ヒタル年度（第二国民兵ニ限ル）及氏名ヲ本令施行ノ日より六十日以内ニ聯隊区司令官ニ通知スベシ」（付則第二条）との指示がなされた。

また、陸軍省令第五十四号で、陸軍召集規則を改正し、召集の種類を規定した第二条について、第一項中の「国民兵召集」と、第四項の「国民兵召集トハ戦時又ハ事変ニ際シ国民兵ヲ召集スルヲ謂フ」を削除するとともに、第二項、第三項の「在郷軍人」の下に「及国民兵役ノ下士官兵」を加え、国民兵も臨時召集の対象であるとしている。あわせて、「第四章 国民兵召集」については、全条項が削除され、召集の手續きも臨時召集と同様になっている³⁹⁾。

なお陸軍省令第五十三号の付則第十条では、この改正は一九三〇年以前に徴兵終結処分を行った第二国民兵には適用しないとしている。一九四一年の時点では、予備兵などと同様の召集を実施するのは一九三一年以後に第二国民兵となった者に限定されていたのであるが、その後、一九四三年九月には付則十条が削除され、一九三〇年以前に徴兵終結処分を行った第二国民兵にも適用が拡大された⁴⁰⁾。

陸軍召集規則で「国民兵召集」が削除されたことにともない、師団単位で作製されていた召集徴発雇備事務規程も大きく変更される。「名古屋師団召集徴発雇備規程」では目次で第二章第四款の「国民兵召集」の項が削除され（写真①）、「東京師団召集徴発雇備事務規程」では「第二章第四款 国民兵召集」の第七十二条について、「国民兵召集に關シテハ充員召集ニ關スル諸規定ヲ準用スルモノトス」という文章が添付され、以下は朱で「削除」と記した紙片

写真①

名古屋師団召集徴発雇傭事務規程

目次

第一章 總則	一
第二章 動員	三
第一款 通則	三
第二款 動員準備	八
第三款 動員実施	一四
第四款 充員召集準備	一八
第五款 充員召集実施	二二
第六款 臨時召集	二四
第七款 馬匹徴發	二五
第八款 通則	二六

出典：1941年11月10日名古屋師団司令部調整
『名古屋師団召集徴発雇傭事務規定』
(岡崎市所蔵、旧宮崎村役場文書)

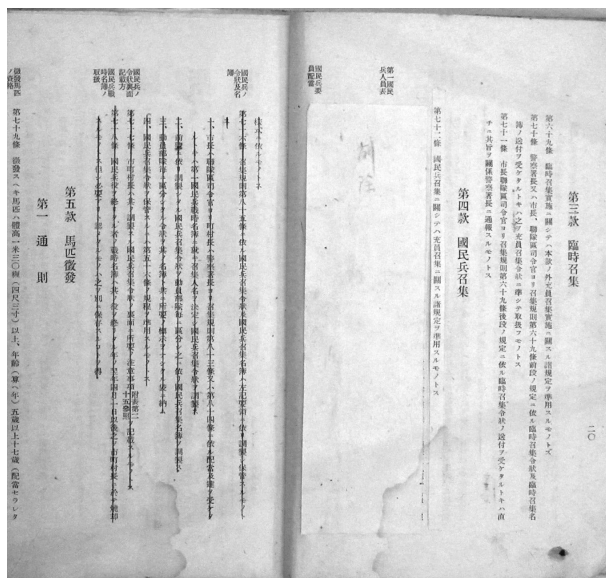
が添付され、抹消線が引かれている(写真②)。

さらに同日の陸軍省令第五十五号では、第二国民兵(および第二補充兵)の兵種選定方法が、次のように定められている。

第二補充兵及第二国民兵ノ兵種ノ選定ハ其ノ始メテ召集セラルル際、聯隊区司令官又ハ陸軍兵事部長兵役法施行細則付表第二ニ掲グル事項ヲ標準トシテ之ヲ為スモノトス(4)

兵役法施行細則付表第二は「兵種選定標準表」であり、「身材」(視力・其他)、「芸能職業」についての記載がある。たとえば一九二七年の兵役法施行細則では、戦車兵であれば、「身材」のうち視力については「甲種乙種右左各一・〇以上ニシテ弁色力完全ナル者」で、「其他」については「聴力完全ニシテ膂力アリ且性質沈着ニシテ敏捷ナル者」とあり、「芸能職業」では、「成ルベク自動車

写真②



出典：1941年2月25日近衛師団司令部調整『東京師団召集徴発雇傭事務規程』
(相模原市立公文書館所蔵、旧青野原村役場文書)

又ハ發動機類ノ使用ニ慣レ且要員ノ若干名ハ通信ノ心得アル者及鍛工卒ニ適スル者」とある。第二国民兵は終結処分の際には、兵種は選定されていなかったため、召集時に聯隊区司令官などにより選定がされることになったのである。

(三) 兵役法等の改正

召集時に聯隊区司令官が兵種の選定などを行うためには、事前に「身材」(視力・其他)、「芸能職業」など各種の調査が必要であった。その調査の場として活用されることになったのが、簡閲点呼であった。簡閲点呼は、在郷軍人の召集への準備状況を査閲するため、毎年度、半日開催されていたものである。しかし、簡閲点呼の対象について、兵役法は、「婦休兵、予備兵、後備兵及補充兵ニ対シテハ毎年一回簡閲点呼ヲ行フコトヲ得」(第六十条)と、国民兵を対象外としていたため、兵役法の改正も必要となった。それが、一九四二年二月一八日公布の法律第十六号兵役法及共通法中改正法律である。

兵役法改正について、木村兵太郎陸軍次官は、貴族院において次のように説明している。

国民兵ノ戦時ニ於ケル必要性ハ、從來ニ比シ頗ル増大シテ参ツタノデアリマシテ、之ガ為昨秋兵役法施行令ヲ改正セラレ、国民兵モ予備兵、補充兵等ト同様ニ随時之ヲ召集シ得ルコトト相成ツタ次第デアリマスガ、其ノ召集準備等ニ遺憾ナカラシムル為、国民兵ニ対シテモ平時簡閲点呼ヲ行ヒ得ル如ク致スト共ニ、第二国民兵役ニ在ル者ニ付テモ、戸籍ニ兵役ノ略符号ヲ付スルヤウニ致サウトスルノデアリマス⁽⁴²⁾

この改正により、①国民兵にも簡閲点呼を実施することとし(兵役法第六十条の改正)、②第二国民兵の戸籍にも兵役の略符号を付すこととなった(第六十九条第一項の改正)。

なお、前述のように、一九一八年制定の共通法第三条第三項では、兵役関係者は兵役期間が終了するまで他の「地域」の家にはい

ることが制限されていたものの、但し書により第二国民兵はその対象外とされていたが、この法律改正によって、「但シ徴兵終結処分ヲ経テ第二国民兵役ニ在ル者ハ此ノ限りニ在ラス」の文言が削除され、他の兵役関係者と同様の扱いになっている。

兵役法及共通法中改正法律の公布と同日の二月一八日に、陸軍召集規則の改正と一九四二年度の簡閲点呼に関する一連の指示がなされた。陸軍省令第七号陸軍召集規則改正⁽⁴³⁾では、第一条で、「国民兵役ノ下士官兵ノ簡閲点呼ニ関シテハ臨機之ヲ定ム」の項が追加され、陸軍省令第八号昭和十七年簡閲点呼ニ関スル件左ノ通定ム⁽⁴⁴⁾では、第一条で、一九四二年に本来簡閲点呼を実施すべき予備兵、補充兵については簡閲点呼を行わずに参会したものとみなすこととし、第二条で、第一国民兵役の下士官兵と、一九三一年以降に徴兵終結処分を終えた第二国民兵全員に簡閲点呼を実施することとした(従来は半日であったが、一日間としている)。また、同日の陸達第七号昭和十七年ニ於ケル簡閲点呼執行要領左ノ通定ム⁽⁴⁵⁾の第二条第一項では、一九四二年度の簡閲点呼の目的を「国民兵役ノ下士官兵ノ召集準備ヲ整フルヲ目的トシ召集ノ実施並ニ充用上必要ナル諸調査特ニ職業、特有ノ技能、身材及健康ニ関スル調査ヲ行フト共ニ在郷間及応召時ニ於テ直接必要ナル事項ニ付点検、査閲及教導ヲ為スモノトス」としている。さらに翌一九四三年一月八日公布の陸達第二号昭和十八年ニ於ケル簡閲点呼執行要領左ノ通定ム⁽⁴⁶⁾では、一九四三年の簡閲点呼の目的は「第二国民兵ノ召集準備ヲ完成スル」ことにあるとしている。一九四二年が国民兵役の召集準備の整備、一九四三年が召集準備の完成という手順であった。約二年間を国民兵召集のための準備にあてるといいうものであるから、時間的余

裕のあるもので、日露戦争時の第一国民兵召集のような兵力需要の切迫による対応とはやや異なるといえよう。

三 国民兵召集のための準備——町村などでの動き——

(一) 第二国民兵の異動管理（兵籍編入）

上記のような、国民兵の召集準備の段取りは末端の町村ではどのように進められたであろうか。青野原村役場の兵事書類をもとに、聯隊区司令部や、司令部と町村役場の中間の位置にあった警察署の動向をも含めて見てゆくことにする。（青野原村は、神奈川県西部、丹沢山塊の北側に位置し、西は青根村、東は青山村、南は鳥屋村、北は道志川に接する河岸段丘の村である。昭和恐慌後、経済更生指定町村に指定され、一九四〇年からは満洲に分村移民を行っていた。一九三五年時点の世帯数は三五六、人口は一八三〇名であった。一九五五年の合併により津久井町になり、さらに二〇〇六年に相模原市に編入された。）

第二国民兵を召集するためには、第二国民兵を兵籍に編入し、その動静を掌握することが必要であった。前述の一九四一年一月一五日の陸軍省令や陸達にもとづいて、聯隊区司令部から指示がなされ、それに基づき、町村役場で準備が進められた。

横浜聯隊区司令官は、兵役法施行規則などの改正から二週間後の一九四一年一月三〇日に、各町村長宛に下記のように、国民兵役下士官兵の兵籍編入業務を指示するため、兵事主任を聯隊区司令部に派遣するよう通知した。

〔至急（赤のスタンプ印）〕

横16編第一二五号

兵事主任者派遣ニ関スル件通牒

昭和十六年十一月三十日

横浜聯隊区司令官 印

青野原村 長殿

十一月十四日勅令第九七一号同九七二号十一月十五日陸軍省令第五十二号乃至五十五号ニ拠リ国民兵役下士官兵ノ兵籍編入ニ伴ヒ之レガ業務上ノ指示ヲ行フニ付左記各項ニ基キ市区町村ノ兵事主任者ヲ派遣セシメラレ度通牒候也

左記

一、日時 十二月四日 午後一時

一 場所 横浜聯隊区司令部

（横浜市中区老松町野山公園

省線桜木町駅下車徒歩約十五分）⁴⁷⁾

当日、国民兵役の兵籍編入に伴う業務内容が示されたのであるう、この翌日の一二月五日に、青野原村長から村民五十三名に対して左の指示がなされている。

野発第五二〇号

昭和十六年十二月五日

青野原村長

□□□□

外五十二名 殿

本年十一月十五日勅令及陸軍省令ヲ以テ兵役法施行令同施行規則、陸軍武官服役令、同施行細則、陸軍召集規則等が改正セラレ国民兵モ予備役、補充兵役ニ在ル者ト同様ニ充員（臨時）召集セラル、コト、相成候ニ付テハ左記事項ニ該当スル者ハ大至急届出相成度（当役場へ）為念御注意申上候也

国民兵トハ第一国民兵及第二国民兵（昭和六年以降ノ徴集免除者「丙種合格」）

記

一、十一月十五日ニ於テ現ニ帝国外（関東州、満州国、支那、香港又ハ澳門ヲ除ク）ニ旅行又ハ在留中ノ者ハ至急其旨届出ヲ要ス

二、国民兵ニシテ十一月十五日、現ニ朝鮮、台湾、関東州、満州国、支那、香港又ハ澳門ニ在留スル者ハ三十日以内（十二月十五日迄）ニ之ヲ届出ルコト

三、国民兵ニシテ十一月十五日現ニ船舶国籍証書ヲ有スル船舶ノ船員タル者ハ三十日以内（十二月十五日迄）ニ之ヲ届出ルコト

四、国民兵ニシテ十一月十五日以前ニ於テ医師免許証、薬剤師免許証、歯科医師免許証又ハ獣医師免許証ヲ下付セラレタル者ハ三十日以内（十二月十五日迄）ニ之ヲ届出ルコト（取りアヘズ登録年月日、及登録番号ヲ急報シテ下サイ）

五、自動車運転手免許証ヲ有スル者モ右ニ倣ヒ「小型又ハ普通自動車ノ別」登録（免許）年月日、登録番号ヲ至急役場ニ通報スルコト

六、不活性、難治性、精神系又ハ胸部疾患アル者ハ此旨至急当役場へ通報ノコト

以上

尚必要ナルニ付現在従事スル職業（単ニ職工又ハ会社社員等ト記サズ 何々工又ハ何会社事務員等ノ如ク出来ルダケ詳しく書イテ 役場迄至急通報シテ下サイ）⁽⁴⁸⁾

青野原村役場の「昭和十七年度国民兵簡閲点呼計画表」⁽⁴⁹⁾には第一国民兵十三名、第二国民兵五十五名（前掲の表③の数値と同一）とあるので、村長からの指示を受けたこの五十三名は、第二国民兵役に該当する人々であろう。指示内容は、おおよそ兵役法施行規則改正の付則部分に該当するものである。このようにして、召集対象に加えられた第二国民兵該当者の動静の把握が進められた。

（二）第二国民兵召集の準備としての一九四二年度簡閲点呼

第二国民兵役の「召集準備ヲ整フルヲ目的」とする一九四二年度簡閲点呼について、横浜聯隊区司令官は一九四二年二月一九日付で、中野警察署長に宛て「予備役下士官兵、補充兵ノ点呼業務ハ取止メ、第一、第二国民兵ノ点呼執行」を指示するとともに、二月二七日付けで、第二国民兵も在郷軍人になったことを通知し、三月七日付で、「第二国民兵タル参会者ニハ特ニ本年ニ限り軍隊手帳ヲ交付セラルルコトニ定メラレタルニ付所要部数」を記入して提出するように求めている。中野警察署は、それぞれ二月二五日付け、三月四日付け、三月二一日付けで、管下各町村長宛に通知している⁽⁵⁰⁾。

これらを受けたものであろう、青野原村兵事主任は「国民兵役下士官、兵諸君ニ注意」という文書を発している（発信日の記載はないが、一九四二年三月のものと推定される）。これまでの論述と重複するが、第二国民兵に対する直接の指示文書であるので、全文引用する。

国民兵役下士官、兵諸君ニ御注意

昨年十一月十五日以降兵役法施行令其他諸規則ニ^(マ)改正又ハ制

定セラレ国民兵ノ取扱ヒガ改メラレマシタ

(二) 兵役法施行令並同施行規則ノ改正(十一月十五日勅令第九七一号、陸軍省令第五号)

1、国民兵(第一、第二)ガ、予備役、補充兵役ニ在ル者ト同様ノ取扱ヒヲ受ケルコトナッタ

2、国民兵ニシテ医師、薬剤師、歯科医師、獣医師ノ免許証ヲ所持スル者(自動車運転免許証モ)ハ届出ヲ要スル(将来所持スルニ至リタル者モ届出ル)

3、国民兵ニシテ所在不明ノモノアルトキハ戸主ヨリ其旨届出ルコト

4、疾病傷痍等ノタメ現ニ服役ニ堪エザル者ハ医師ノ診断書(様式ノ定メアリ)ヲ添ヘ兵役免除ノ願出ヲナシ其ノ処分ヲ受クルコト

(二) 陸軍召集規則改正(十一月十五日陸軍省令第五四号)

1、国民兵モ予備兵、補充兵ト同様充員、臨時召集ニヨツテ召集サレルコトトナッタ

2、従テ第二国民兵ハ応召準備ヲナスト共ニ身上異動等ニツイテハ直チニ届出(戸籍、寄留法ノ届出)ヲナスコト

3、常ニ所在ヲ明カニシ外国ニ旅行又ハ在留セントスル者ハ出発前本籍地ノ市町村長ヲ經由シテ聯隊区司令官ニ届出ルコト

4、全戸出寄留者ハ召集通報人ヲ定メテ届出ルコト(村長ヘ)

(三) 昭和十七年度簡閲点呼ニ関スル件制定(二月十八日陸軍省令八号)

1、第一国民兵役ノ下士官兵及昭和六年度以降徴兵終結処分ヲ行ヒタル第二国民兵ニ付テハ昭和十七年度ニ於テ其ノ全員ニ付簡閲点呼ヲ行ハル、コト、ナル

2、右同規則中「点呼ハ半日間」トアルヲ「一日間」ト改ム

3、寄留地ニ於テ簡閲点呼ニ参会ヲ希望スル者ハ召集規則第百五十条ニ依リ三月三十一日迄ニ寄留地ノ聯隊区司令官ニ寄留地ノ市町村長ヲ經由シ、「寄留地簡閲点呼参会願」ヲ提出スルコト

(上司ニ員数報告ノタメ必要ニ付寄留地参会ヲ希望スル者ハ私マデ来ル二十日迄ニ御知ラセ下サイ)

(四) 帝国在郷軍人会規程中改正(二月十六日陸軍省令一号)

1、第二国民兵(徴兵終結処分未済者ヲ除ク)モ在郷軍人会ニ必ズ入会スルコト、ナッタ(住所地ノ分会ヘ入会スルヲ原則トス) 第一国民兵ハ従前ヨリ入会シテ居ル筈

以上 概略ヲ記録シマシテ御参考ニ供シマス 御不明ノ点ハ所在地ノ市区役所ニ行ッテ聞クナリ 私ヘ御照会下サルナリシテ諸手續キニ遺憾ノナイ様ニ願ヒマス

青野原村兵事主任

国民兵役下士官、兵各位^(五)

一九四一年一月から一九四二年二月までに発令された、第二国民兵召集に関わる勅令、陸軍省令にもとづいて、一二項目にわたって指示がなされている。召集対象となった第二国民兵にとっても、召集業務を担当する町村役場にとっても、新たに求められた業務は多大なものであったであろう。(ちなみに、一九四三年に一九三〇年以前に徴兵検査を受けた第二国民兵も召集することとした際、陸

軍は「この度の改正は、昭和一五年十一月の改正のときに当然同時に行はれるべき性質のものであるが、聯隊区司令部、市町村等の事務量などを考慮して、当時は昭和六年以降に徴兵検査を受けたものだけに限定」したとしている。『週報』第三六三号、一九四三年九月二十九日、二一頁）。

横浜聯隊区司令部では、一九四二年四月五日付けの「昭和十七年度簡閲点呼実施要領案」（資料①）を作成し（五月二〇日付で「昭和一七年度簡閲点呼執行要領」、同文書は四月一三日付けで、中野警察署長から管下各町村長宛に送付されている。

この「実施要領案」によると点呼は、「問診」（「健康調査」）、「職業調査」が中心であり、在郷軍人を対象とした通常の点呼とは異なる。医官が「問診」を担当し、「全身裸体」での健康調査があるなど、徴兵検査を連想させる。

四月七日には、帝国在郷軍人会横浜支部長から連合分会長と分会長宛に「簡閲点呼実施要領案送付ノ件」が出されている。前記の「実施要領案」を、簡閲点呼にむけた第二国民兵を対象とする予習教育時の参考として送付したのであるが、「追テ」という事項で、「諸調査資料獲得」とあわせて、「健康調査ニツキテハ左記健康調査要領」のように指示している。これが「実施要領案」中の「健康調査要領」に該当しよう。

追テ予習教育実施ノ際ハ可成諸調査資料獲得ニ務メラレ度為念
尚健康調査ニツキテハ左記健康調査要領ニ依ラレ度

左記

一、甲トスベキモノ

（一）体格栄養共ニ良好ニシテ疾病其ノ他身体又ハ精神ニ異

資料①

昭和十七年度簡閲点呼実施要領案										昭和十七年四月五日	
横浜 連隊区司令部										閣下	
方針		方針		方針		方針		方針		方針	
本年度ニ於ケル簡閲点呼ハ國民召仕召集台實施並充用上必要ナル調査特ニ職業特有ノ技能身材及健康ニ関スル調査ヲ行フト共ニ於テ都府県及國民召仕ニ於テ直接必要ナル事項ニ付点檢査調査ヲ教導ス		本年度ニ於ケル簡閲点呼ハ國民召仕召集台實施並充用上必要ナル調査特ニ職業特有ノ技能身材及健康ニ関スル調査ヲ行フト共ニ於テ都府県及國民召仕ニ於テ直接必要ナル事項ニ付点檢査調査ヲ教導ス		本年度ニ於ケル簡閲点呼ハ國民召仕召集台實施並充用上必要ナル調査特ニ職業特有ノ技能身材及健康ニ関スル調査ヲ行フト共ニ於テ都府県及國民召仕ニ於テ直接必要ナル事項ニ付点檢査調査ヲ教導ス		本年度ニ於ケル簡閲点呼ハ國民召仕召集台實施並充用上必要ナル調査特ニ職業特有ノ技能身材及健康ニ関スル調査ヲ行フト共ニ於テ都府県及國民召仕ニ於テ直接必要ナル事項ニ付点檢査調査ヲ教導ス		本年度ニ於ケル簡閲点呼ハ國民召仕召集台實施並充用上必要ナル調査特ニ職業特有ノ技能身材及健康ニ関スル調査ヲ行フト共ニ於テ都府県及國民召仕ニ於テ直接必要ナル事項ニ付点檢査調査ヲ教導ス		本年度ニ於ケル簡閲点呼ハ國民召仕召集台實施並充用上必要ナル調査特ニ職業特有ノ技能身材及健康ニ関スル調査ヲ行フト共ニ於テ都府県及國民召仕ニ於テ直接必要ナル事項ニ付点檢査調査ヲ教導ス	
課目		課目		課目		課目		課目		課目	
点呼開始宣言		点呼開始宣言		点呼開始宣言		点呼開始宣言		点呼開始宣言		点呼開始宣言	
勸諭 奉説		勸諭 奉説		勸諭 奉説		勸諭 奉説		勸諭 奉説		勸諭 奉説	
補助官付嘱下士官補助任命書外		補助官付嘱下士官補助任命書外		補助官付嘱下士官補助任命書外		補助官付嘱下士官補助任命書外		補助官付嘱下士官補助任命書外		補助官付嘱下士官補助任命書外	
整理場移動		整理場移動		整理場移動		整理場移動		整理場移動		整理場移動	
呼名点檢査		呼名点檢査		呼名点檢査		呼名点檢査		呼名点檢査		呼名点檢査	
奉公袋檢査		奉公袋檢査		奉公袋檢査		奉公袋檢査		奉公袋檢査		奉公袋檢査	
衛生科		衛生科		衛生科		衛生科		衛生科		衛生科	
職業調査		職業調査		職業調査		職業調査		職業調査		職業調査	
休息		休息		休息		休息		休息		休息	
場列整第一		場列整第一		場列整第一		場列整第一		場列整第一		場列整第一	
14:10 ↓ 15:10		12:10 ↓ 14:10		11:10 ↓ 12:10		8:45 ↓ 11:00		8:35 ↓ 8:45		8:30 ↓ 8:35	
1:00		2:00		1:00		2:00		0:10		0:05	
場列整第三		場列整第三		場列整第三		場列整第三		場列整第三		場列整第三	
14:10 ↓ 15:10		12:10 ↓ 14:10		11:10 ↓ 12:10		8:45 ↓ 11:00		8:35 ↓ 8:45		8:30 ↓ 8:35	
1:00		2:00		1:00		2:00		0:10		0:05	
場列整第二		場列整第二		場列整第二		場列整第二		場列整第二		場列整第二	
8:45 ↓ 11:00		12:10 ↓ 14:10		11:10 ↓ 12:10		8:45 ↓ 11:00		8:35 ↓ 8:45		8:30 ↓ 8:35	
2:00		2:00		1:00		2:00		0:10		0:05	
場列整第一		場列整第一		場列整第一		場列整第一		場列整第一		場列整第一	
8:35 ↓ 8:45		12:10 ↓ 14:10		11:10 ↓ 12:10		8:45 ↓ 11:00		8:35 ↓ 8:45		8:30 ↓ 8:35	
0:10		2:00		1:00		2:00		0:10		0:05	
所場		所場		所場		所場		所場		所場	
実施要領		実施要領		実施要領		実施要領		実施要領		実施要領	
執行官之ヲ行フ		執行官之ヲ行フ		執行官之ヲ行フ		執行官之ヲ行フ		執行官之ヲ行フ		執行官之ヲ行フ	
明治十五年下賜勸諭		明治十五年下賜勸諭		明治十五年下賜勸諭		明治十五年下賜勸諭		明治十五年下賜勸諭		明治十五年下賜勸諭	
昭和元年下賜勸諭		昭和元年下賜勸諭		昭和元年下賜勸諭		昭和元年下賜勸諭		昭和元年下賜勸諭		昭和元年下賜勸諭	
大正三年下賜勸諭		大正三年下賜勸諭		大正三年下賜勸諭		大正三年下賜勸諭		大正三年下賜勸諭		大正三年下賜勸諭	
昭和十六年下賜勸諭		昭和十六年下賜勸諭		昭和十六年下賜勸諭		昭和十六年下賜勸諭		昭和十六年下賜勸諭		昭和十六年下賜勸諭	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム	
一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官兵ハ健康調査ニ任セシム		一 奉公袋内 奉公袋内所持者及衛生部下士官							

状ナキモノ

(2) 現ニ疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異状アルモ治療ニ依リ
治癒シ得ルモノ。及治癒セサルモ其程度輕クシテ兵業
ニ妨ケナシト認ムルモノ

例之「トラホーム」中耳炎皮膚病「ヘルニア」脱肛性病痔
吃難聴近視癍痕等

二、乙トナスヘキモノ

甲丙ニ該当セザル者全部

三、丙トナスヘキモノ

疾病其他身体又ハ精神ノ異状ニ依リ兵業ニ堪ヘス。又ハ兵
業ニ著シク妨アルモノ

例之 全身畸形、白痴、癩、両眼盲、両耳聾、肺結核、鼻
ノ欠損、唾、手足ノ欠損短縮等⁵²⁾

右の丙は、徴兵検査の身体基準では丁種（不合格）に該当するものである。前述の「トラホーム」の扱いを考えると、一九四〇年の身体検査基準よりも更に緩い基準が第二国民兵の健康調査において適用されたものと推定される。新たな基準での再徴兵検査といえよう。

神奈川県内では一九四二年度の簡閲点呼は七月から八月に実施された。青野原村の場合、点呼日割表によると、近隣の串川村・鳥屋村・青根村を加え四村で、七月一日に、青野原村国民学校で実施された。青野原村の場合、点呼対象の第二国民兵は五五名であったが、簡閲点呼令状の交付は四四通で⁵³⁾、一名分少ないが、その事情は詳らかではない。

なお、簡閲点呼への不参加が多かったのか、横浜聯隊区司令部で

は同年一月七日に、「第一次簡閲点呼ノ際所在不明不参加ニシテ其後発見セルモノ」や「疾病不参加ニシテ現時恢復セルモノ」等の「簡閲点呼未済者」を対象として、第二次簡閲点呼を実施している⁵⁴⁾。

本章は、第二国民兵の兵籍編入や、召集準備としての一九四二年度簡閲点呼が、町村レベルでどのように進められたのかを示した。史料紹介的な内容になったが、明らかになったのは、召集準備のために国民兵を対象として実施した簡閲点呼は、事実上、陸軍が拒否していた再徴兵検査に他ならなかったということであった。以上のような準備を経て、一九四三年から第二国民兵の召集が行われることになる。

四 第二国民兵召集の拡大

青野原村で、第二国民兵が最初に召集されたのは、一九四三年四月のことである。四月六日交付の召集令状二通の内の一通が第二国民兵で、召集部隊は千葉県の片岡部隊であった。表④は、一九三九年以後の役種別の召集者数の推移を示したものである。青野原村における第二国民兵の召集は、一九四三年六名、一九四四年一五名、一九四五年一八名であった。一九四五年の召集者は三五名なので、半数強が第二国民兵であり、第二国民兵の召集は「少数ナリトモ」といったものではない。

第二国民兵の応召者の合計は三九名であるが、この数値について、若干検討したい。さきに一九三一年徴集から一九四一年徴集までの青野原村の第二国民兵の推移を示した表③を検討した際に、日

表④ 召集役種の年次別推移（青野原村）

年\役種	予備役	後備兵 役	第一補 充兵役	第二補 充兵役	第一国 民兵役	第二国 民兵役 (a)	不明	合計 (b)	a/b
1939年	2	2	7	2	－	－	1	14	0
1940年	2	1	3	1	－	－	－	7	0
1941年	3	－	6	－	－	－	23	32	0
1942年	8		7	8	－	－	－	23	0
1943年	6		10	6	－	6(2)	－	28(2)	21.4
1944年	16		7	8(4)	－	15(9)	－	46(13)	32.6
1945年	5		3	5	4	18(6)	－	35(6)	51.4
合計	42		43	30(4)	4	39(17)	24	185(21)	21.1

備考：拙稿「神奈川県津久井郡青野原村役場の「動員日誌」（昭和12年～20年）」p.96。青野原村役場「動員日誌」より作成。後備兵役は1941年11月に廃されて、予備役に統合。（ ）の数値は海軍（横須賀海兵団）への召集数（内数）。

中戦争以前の一九三一年から一九三六年までの年平均七名の第二国民兵のうち五名は、日中戦争以後の基準だと現役徴集の可能性が示し、また一九四二年度の簡閲点呼における健康調査は一九四〇年の徴兵標準に基づくものと推定した。そうすると第二国民兵の召集者三九名の大部分は、一九三一年度から一九三六年度までの五名×六年度分の三〇名であった可能性が高いことになる。もちろん一九四三年には一九三〇年以前に徴兵終結処分を行った第二国民兵も召集対象に加わっており、召集対象の母数はかなり増大したと推定され、事実一九三〇年徴集の第二国民兵の召集も確認できる（一九四四年十二月四日令状交付）。また戦時召集延期などの総動員（労働力）との関係についての検討も必要であろう。しかし、主に召集されたのは一九三〇年代前半に第二国民兵となった人々であろう。陸軍は、国民からの兵役負担の平等を求めた再徴兵検査要求は拒否したものの、現実には健康調査を中心とする簡閲点呼を通して、該当する人々を根こそぎ召集したといえそうである。

こうした帰結は、第二国民兵を「少数ナリトモ」召集することで国民の不満を「一掃」しようとした一九四一年当時の陸軍の考えとは齟齬するところがあるように思われる。もちろん第二国民兵の召集拡大は、陸軍が想定していた動員兵力の上限である三五〇万人を、一九四三年秋頃に超過し、拡大を続けたことが主な要因であることは間違いないだろう。

しかしここでは着目したいのは、第二国民兵の召集先である。表④に示したように、召集された第二国民兵三九名中、一七名の召集部隊は横須賀海兵団である。海軍（横須賀海兵団）への召集は二一名で、第二国民兵以外では一九四四年の第二補充兵役四名のみであ

るから、海軍に召集された者の大部分が第二国民兵であったことがわかる。

戦争末期に海軍への第二国民兵の召集が拡大した背景には、一九四三年度の新兵徴集員数をめぐる陸海軍省間の対立があったと推定される⁽⁵⁵⁾。海軍が、兵員の欠乏が著しいとして徴兵適齢の低下を要求し、これに対して陸軍が抵抗したものの、結局、徴兵適齢が一年引き下げられ、一九四四年に満二〇歳と満一九歳の二年分について徴兵検査を実施して、徴員の増大がはかられたことはよく知られている。陸軍側が反対した主な理由は、①適齢低下は一時的な効果にとどまること、②在学徴集延期を考慮すると、徴兵適齢の引下げは労務者を徴集するということになり、軍需生産に及ぼす影響が大であること、③兵員不足への対策として朝鮮人・台湾人の利用や国民兵の利用に努めるべきであること、といったものであった。

③の国民兵の利用に対する海軍側の反応は、海軍は第一国民兵についてはほとんど召集済みであり、「召集し得る在郷兵力は極度に枯渇し無理押しして召集せんとしても僅かに五、〇〇〇人に満たない。しかも相当の年配の技術のない者であるから召集しても配置に困るため召集しないのである。」としつつ、国民兵の召集について、つぎのように述べている。

国民兵であると否とを問わず、およそ軍事能力のある者の利用については充分に好意を持って臨むものである。(略) 軍事能力の高い者は軍隊に、銃後活動に適する者は銃後に配すること
が肝要である。国民兵のうち最も軍事能力の高い者は青年であり、銃後活動に最も有用なる者は壮年者である。⁽⁵⁶⁾
海軍が兵力として期待している国民兵が、徴集最終処分以前の第

二国民兵が中心であって、年長の第二国民兵ではないことは明かである。結局、一九四三年三月に新兵徴集員数は改訂され、さらにその後の協定により、海軍兵力取得数の推移は表⑤のようになる。

当初、一九四三年度の海軍の兵員取得数は一〇万八〇〇〇名で、それに占める補充兵・国民兵は二万名(二八、五%)であったが、改訂されたものでは二〇万五〇〇〇名で補充兵・国民兵は八万四〇〇〇名(四一%)、一九四四年度は五万三〇〇〇名に対して三〇万名(五七、四%)、一九四五年度は五六万五〇〇〇名に対して三〇万名(五三、一%)となっている。補充兵・国民兵が兵員取得数の半数程度を占める。一九四四年に倍加した徴兵や、この時期に割当の強制によって増大することになる志願兵よりはるかに多いのである。『戦史叢書 海軍軍戦備2』はこの推移について、次のように解説している。

昭和十九年度徴集補充兵又は第二国民兵一三・一万人の増加を認め情況特に必要あるときは総数一〇万人以内でその都度協議のうえ、補充兵又は第二国民兵を繰り上げ召集することができ
る。一九年二月以降陸軍未教育補充兵及び第二国民兵は既協定の補充兵、第二国民兵を含む総数六〇万人以内として逐次召集することとされた。⁽⁵⁷⁾

青野原村における横須賀海兵団への召集が、第二補充兵が四名のみで大部分は第二国民兵であったことを考えれば、表⑥の補充兵・国民兵の大部分は、第二国民兵であったといえよう。さらに青野原村で第一海兵団に召集された一七名中、徴集年が確認できた五名は昭和五年徴集一名、昭和六年徴集一名、昭和七年徴集二名、昭和一年徴集一名と全て日中戦争以前の徴集であった⁽⁵⁸⁾。おおよそ

表⑤ 陸海軍協定による海軍兵員取得数

取得年度	協定年月	志願兵	徴兵	補充兵・ 国民兵	合計
1943年①	1942年 3 月	35,000	53,000	20,000	108,000
43年②	1943年 3 月	68,000	53,000	84,000	205,000
44年	1944年 2 月	100,000	123,000	300,000	523,000
45年	1944年11月	89,000	176,000	300,000	565,000

出典：木村美幸『日本海軍の志願兵と地域社会』（吉川弘文館、2022年）p.91。典拠は「陸海軍協定海軍年度別兵員取得量」（『海軍省人事局関連史料（軍人養成関係）』）。

三〇代であり、海軍が求めた若年の国民兵ではない。つまり、若年の兵員獲得を求める海軍に対して、陸軍はその代替として、年長の第二国民兵での補充を求め、それが実際に行われたということになる。

おわりに

本稿の内容を、「はじめに」で示した課題に即して整理すると、つぎのようになる。

① 一九二七年兵役法制定時には、国民兵召集の制度が設けられていたが、それは予備役などの召集とは異なっており、またそこで実際に召集対象として想定されていたのは第一国民兵であって、丙種合格の第二国民兵については、国民兵召集の対象とされておらず、異動などの管理の対象外であった。明治期においても国民兵の召集は一九二七年の兵役法体制と同様であったが、日露戦争時の兵力不足のなかで国民兵も予備役などと同様に召集することが行われた。ただそれは例外的な措置であり、またそこで想定されていた国民兵は第一国民兵であって、第二国民兵の召集は他の役種での充員が尽きた場合とされており、第二国民兵の召集はなかったと推定される。

② 一九四一年十一月の兵役法施行令の改正は、第二国民兵を予備兵など同様に召集することを定めたものであり、近代日本の徴兵制度においては異例の措置であった。この改正の背景にあったのは、日中戦争以後の兵力需要の増大にともなう現役徴集率の増大、「徴兵標準」の緩和により、国民の間から、兵役負担の公平化とい

う観点によって、従来の丙種合格者への徴兵再検査論が台頭したことであった。国民皆兵の建前上、陸軍もそうした声を見做すことが出来なかった。つまり、日露戦時とは異なり、兵力需要の切迫によって国民兵を召集しようとしたのではなく、兵役負担の公平化を求める国民への配慮によるもので、一部であっても第二国民兵を召集すれば、「第二」国民兵役＝兵役免除」という観念を一掃できると期待したことによる。

③第二国民兵の召集準備は、それまで第二国民兵については参会の対象外であった簡閲点呼が活用された。一九四二年度が整備、四三年度が完成と二年の月日が活用できたのは、第二国民兵の召集が切迫したものではなかったことによるものと推定される。なお、国民兵の召集を準備するための簡閲点呼は、陸軍が拒否していた再徴兵検査にほかならなかった。

④第二国民兵の召集は一九四三年から始まり、青野原村での事例では一九四五年には召集者の半数を第二国民兵が占めた。日中戦争以前に「徴兵終結処分を受けた第二国民兵」で、日中戦争後の現役徴集の基準に該当するものは悉く召集されたと推定される。こうした事態は一九四一年の兵役法施行令改正時における陸軍の想定とは異なっていた。それは、一九四三年秋以降、動員兵力が陸軍の上限とした三五〇万名を超過したという状況によるのもちろんであるが、第二国民兵の召集先の多くが海軍であり、一九四三年度の新兵徴集員数をめぐる陸海軍の対立や、その語の海軍の兵力取得数のおよそ半分が「補充兵と国民兵」（実態としては第二国民兵）であったこと、またその第二国民兵は年長者であったと推定されることから、陸軍は海軍が望む若年層の兵員要員に対して、年長の第二国民

兵での補充を求め、それが実施されたものである、と結論づけた。

以上の本稿での論述は、第二国民兵召集をめぐる法令の解釈と、村兵書類から明らかになる第二国民兵召集の統計的な処理に基づくものである。軍動員と対抗関係にあった労働力動員（総動員）との関係の検討も必要であり、そしてなにより、召集された人びとの戦争体験や家族の生活についての検討は欠落している。応召した個々人に即した検討も必要であり、たとえば下記のような、アナキスト詩人秋山清の「壮行」（一九四四年）なども、検討の対象になると思われる。今後を期したい。

安田末吉は三十五才。／株屋の店員から 徴用工―応召。／この飛躍は／米軍マーシャルに迫る／緊迫と軌を同じうする。／ゆく者は生還を期すにあらず。／しかも壮行三十里の車中は／なごやかな談笑にすぎた。

（略）

家のなかにはひっそりとした団欒であった。／母と妻と七歳の娘と／明日からこのさびしさに親しむだろう。⁵⁹⁾

注

（1）拙稿「資料紹介 神奈川県津久井郡青野原村役場の「動員日誌」（昭和十二年（二〇年）―日中戦争期からアジア太平洋戦争期における動員の推移―」（『東海大学紀要文学部』第一一二輯、二〇二二年三月）。なお、関東軍特種演習については、拙稿「資料紹介 関東軍特種演習における動員と「防諜」―神奈川県津久井郡青野原村役場の動員関係資料から―」（『東海大学紀要文学部』第一一二輯、二〇二二年三月）による。

(2) 例えば概説書では、木坂順一郎『昭和の歴史七 太平洋戦争』（小学館、一九八二年）には「根こそぎ動員と強制連行」という項目があり、一九四三年以降の兵力の激増が示されているが、具体的に示されるのは、朝鮮での徴兵実施、学徒出陣、徴兵年齢の二〇歳から一九歳への引き下げ、兵役服務年限の延長、少年兵募集、そして予備兵と補充兵の大量召集であって、第二国民兵の召集についての言及はない。大江志乃夫『昭和の歴史三 天皇の軍隊』（小学館、一九八二年）は「戦時兵力動員」の項目で、陸海軍の少年兵の制度、在営期間の延長、朝鮮への特別志願兵制度、朝鮮・台湾への強制徴兵制度実施について、また「根こそぎ動員」で学徒出陣、徴兵年齢の引き下げが記載されているが、やはり第二国民兵の召集についての記述はない。吉田裕『日本軍兵士―アジア・太平洋戦争の現実』（中公新書、二〇一七年）は、現役徴集率の増大、徴兵適齢の引き下げを指摘するとともに、「体格が劣る補充役兵や年齢の高い予備役兵や国民兵役兵の召集も拡大せざる得なくなってくる」とし（八五～八七頁）、さらに中国戦線における一九四四年五月から一二月の作戦に従軍した人物の回顧（「補充員はたくさん来た。その半数は第二国民兵の未教育兵、年齢も三十歳以上」）を引用して「弱兵」の増加を指摘しているが（八八～九〇頁）、兵力動員の隘路を開くには、植民地民衆の動員と女性の動員の二つの道しかなかったものの、軍（政府）はどちらにも消極的であり、結局、少年兵に依存したとしている。軍、とくに海軍が、少年兵など、若年層を重視したのは事実であるが、本稿末尾で論述するように、戦争末期における海軍の兵力拡大では、第二

国民兵が占める比重が大きい。なお、かくいう筆者は、『上越市史 別編七 兵事資料』の解説で、戦争末期に召集対象が第二国民兵にも拡大したことを指摘し、「国民兵の召集準備の場となったのが、簡閲点呼であった」（三〇～三二頁）と述べ、「4 国民兵の動員」という項目を設けて一九四二年と四三年の簡閲点呼など一連の史料を掲出したものの（四一九～四五九頁）、『上越市史 通史編 近代』の「根こそぎ動員」の項目で記載したのは、海軍志願兵募集、学徒出陣、徴兵適齢の引き下げ、兵役年限の延長にとどまり、やはり第二国民兵の召集については言及できていない（六二〇～六二二頁）。

(3) 加藤陽子『徴兵制と近代日本 一八六八―一九四五』（吉川弘文館、一九九六年）二四二頁。

(4) 一九二七年法律第四十七号兵役法『官報』第七四号（一九二七年四月一日）。なお、同法第六十条では、「婦休兵、予備兵、後備兵及び補充兵ニ対シテハ毎年一回簡閲点呼ヲ行フコトヲ得」と、国民兵は簡閲点呼の対象外になっており、そのため一九四二年の兵役法改正で、国民兵についても簡閲点呼の対象となる。

(5) 「徴兵令改正法律委員会議録第三回 一九二七年三月七日」『第五十二回帝国議会衆議院委員会議録』一〇頁。

(6) 「徴兵令改正法律」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A14100093900、「公文類聚 昭和二年」第五十一編第二十七卷（国立公文書館）。

(7) 一九二七年勅令第三百三十号兵役法施行令『官報』号外（一九二七年一月三〇日）

- (8) 同右。
- (9) 同右。
- (10) 一九二七年陸軍省令第二十四号兵役法施行規則『官報』号外（一九二七年一月三〇日）。
- (11) 一九二七年陸軍省令第二十五号陸軍召集規則『官報』号外（一九二七年一月三〇日）。
- (12) 同右。
- (13) 同右。
- (14) 一九一八年法律第三十九号共通法『官報』第一七〇九号（一九一八年四月一七日）。
- (15) 一九二七年二月二十六日徵募課「兵役法第七十三条設立ノ目的並理由」。前掲「徵兵令改正法律」JACAR RefA14100093900。加藤前掲『徵兵制と近代日本』は、戸籍に兵役の略符号を付すことについて、召集手続きの迅速化と、国家総動員（召集猶予）の両面があったと指摘している（一九七～一九九頁）。
- (16) 注（4）に同じ。
- (17) 高田聯隊区司令官「壮士諸子に告ぐ」（一九三〇年）『上越市史 別編7 兵事資料』二五頁。
- (18) 陸軍省編『明治三十七八年戦役陸軍政史』第二卷（湘南堂書店 一九八三年）、三一頁。
- (19) 一九九九年勅令三九八号陸軍召集条例『官報』第四八八三号（一九九九年一〇月九日）。
- (20) 徵兵令『法令全書』明治六年、太政官番外並無号。
- (21) 『上越市史 通史編五 近代』一二四～一二五頁、および和田村役場「動員日誌」。
- (22) 一九〇五年勅令第一五三号国民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ関スル件『官報』第六五三九号（一九〇五年四月二日）。
- (23) 「国民兵役ニ在ル者ノ服役及召集方」JACAR Ref. A01200239100「公文類聚 明治三十八年」第二九編第一六卷（国立公文書館）
- (24) 『官報』第六五三九号（一九〇五年四月二日）。なおこの陸軍省令第八号の付則で異動などの届け出について定めている。
- (25) 前掲『明治三十七八年戦役陸軍政史』第二卷、三三七頁。
- (26) 同右、三三八頁。
- (27) 一九四一年勅令第九七一号兵役法施行令改正『官報』第四四七七号（一九四一年一月一五日）。
- (28) 「兵役法施行令中ヲ改正ス」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A023032800「公文類聚 昭和十六年」第六十五編、昭和十六年・第七七卷。
- (29) 兵備課「国民兵召集ニ関スル改正ニ就テ」（閣議説明案）、注（28）に同じ。
- (30) 同右。なお、兵備課が改正要因の三点目として、「併せて軍動員ト総動員トノ調整ニ一層余裕ヲ有シ得ル」と、軍動員（兵力動員）と総動員（労力動員）との調整をあげている。
- (31) 「兵役法の改正 国民兵の召集等に関する兵役法関係法規の改正に就いて 陸軍省」『週報』第二六七号（一九四一年一月一九日）二四頁。
- (32) 注（29）に同じ。
- (33) 吉田前掲『日本軍兵士』八五～八六頁など。なお本論における①現役徵集率の増大、②「徵兵標準」の緩和に関する記述

は、筆者が執筆を担当した『上越市史 別編7 兵事資料』「解説」の二四～二五頁、『上越市史 通史編 近代』五六八～五六九頁と重なるところがある。

(34) 「陸軍身体規則中改正の件」JACAR Ref.C01001534400⁷ 陸軍省大日記、大日記甲輯、一九三七年、第五類第三冊（防衛研究所）。

(35) 「陸軍身体規則中改正の件」JACAR Ref.C01006021900⁸ 陸軍省大日記、大日記甲輯、一九四〇年、第五類第二冊（防衛研究所）。

(36) 「兵器等製造事業特別助成法案委員会議録 第五回 一九四二年二月四日」、『第七十九回帝国議会衆議院委員会議録』三三〇頁。

(37) 注(31)に同じ、二二頁。

(38) 一九四一年陸軍省令第五十三号兵役法施行規則改正『官報』第四四五七号（一九四一年一月五日）。

(39) 一九四一年陸軍省令第五十四号陸軍召集規則中改正『官報』第四四五七号（一九四一年一月五日）。

(40) 一九四三年陸軍省令第三十七号陸軍召集規則中改正『官報』第五〇〇九号（一九四三年九月二二日）。

(41) 一九四一年陸軍省令第五十五号第二補充兵及第二国民兵ノ兵種選定ニ関スル件左ノ通り定ム『官報』第四四五七号（一九四一年一月五日）。

(42) 「恩給法中改正法律案特別委員会議事速記録第二号 一九四二年一月二三日」、『第七十九回帝国議会貴族院委員会議録』一八五頁

(43) 『官報』第四五三一号（一九四二年二月十八日）。

(44) 同右。

(45) 同右。

(46) 『官報』第四七九四号（一九四三年一月八日）。

(47) 青野原村役場「自昭和十六年度 動員ニ関スル発来翰綴」。

(48) 同右。

(49) 同右。

(50) 一連の文書は青野原村役場「昭和一七年 兵事書類」による。また一九四二年二月一六日には、陸軍省令第一号で第二国民兵の在郷軍人会加入が指示されている（『官報』第四五二九号）。

(51) 青野原村役場「昭和十七年 兵事書類」。

(52) 同右。なお予習教育の実施内容については、青野原村の兵事書類からはその詳細を知り得ないが、新潟県和田村役場の兵事史料によると、八月二七日の簡閲点呼の直前、二四日から二六日までの三日間、午前八時から午後五時まで予習教育を実施している。また、実施にあたっては、軍事教育召集令状を交付している。

(53) 一九四二年六月一六日、青野原村長発中野警察署長宛「簡閲点呼令状交付終了通知」、青野原村役場「昭和十七年 兵事書類」。

(54) 横浜連隊区司令部「昭和十七年度第二次簡閲点呼実施ニ関スル指示事項」（同右）。

(55) 木村美幸『日本海軍の志願兵と地域社会』（吉川弘文館、二〇二二年）を参照。海軍の徴集適齢引き下げ要求に対する、

陸軍の態度は「現役新兵ノ増徴ニハ強ク反対ス／第二国民兵ノ採用ヲ勸メアリ／陸軍在郷軍人ニ海軍転籍ヲ示唆スルモノアリ」というものだったという（木村著書、九〇頁）。

(56) 『戦史叢書 海軍軍戦備2』（朝雲新聞社、一九七五年）二一九～二二二頁。

(57) 同右、二二四頁。

(58) 前掲拙稿「資料紹介 神奈川県津久井郡青野原村役場の「動員日誌」（昭和二年～二〇年）」の「別表 青野原村役場「動員日誌」一覧表」の72、74、117（2名）、118が該当する。

(59) 『秋山清詩集「白い花」』（一九六六年、東京・コスモス社）。

吉本隆明は同詩集に寄せた解説で、「庶民の生活感覚や実感から発して、戦争の非人間性にたいして、ささやかな人間的感情を守る」というものであり、「日本の詩的抵抗の最高の達成」と評価している（「抵抗詩」）。

Abstract

Drafting of second-class national service soldiers during the Asia-Pacific War : The relationship with “uprooting” mobilization

YAMAMOTO Kazushige

In the fall of 1943, the mobilized troops of the Imperial Japanese Armed Forces during the Asia-Pacific War exceeded the anticipated upper limit; as a result, the conscription of pupils and students who had been previously exempted (1943), implementation of a conscription system on the Korean Peninsula (1944) and in Taiwan (1945), recruitment of enlistees in the navy, and other efforts were carried out. Normally, this expansion of conscription would have indicated an “uprooting” mobilization. However, there is almost no detailed research on the drafting of second-class national service soldiers that began in 1941. This paper identifies not only the position in the drafting regulations of second-class national service soldiers under the 1927 Military Service Law but also the background to their drafting, measures taken to prepare for their drafting, actual circumstances surrounding their drafting, and reasons for the expansion of the draft.

The Military Service Law contains the conditions for the drafting of national service soldiers during wartime. However, the national service soldiers who were subjected to the draft were first-class and not second-class national service soldiers. Conversely, second-class national service soldiers were those who were determined to be unfit for active duty as a result of the conscription examination and who were not even enlisted. However, with the prolongation of the Sino-Japanese War of 1937, the rate at which active duty soldiers were drafted increased, and the physical standards for conscription were relaxed. This in turn led to concern among the public that the draft burden was unfair, which resulted in the emergence of the idea that the conscription of second-class national service soldiers prior to the Sino-Japanese War should be reexamined. The army revised the Conscription Ordinance in November 1941, in response to demands that it made the draft burden fairer; this allowed the drafting of second-class national service soldiers similar to that of reservists and replacement troops.

According to the diary of a mobilized soldier from one village, the draft of second-class national service soldiers started in 1943, and by 1945, second-class national service soldiers comprised half of all draftees. Of particular note is the fact that they were drafted into the navy. In contrast to the navy, which desired a young force made possible by the lowering of the conscription age, the army demanded replacements with older second-class national service soldiers as an alternative.